

## 鹿屋市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う経済的負担を軽減することで本市における少子化対策の強化を図るため、新規に婚姻した世帯に対し、予算の範囲内において鹿屋市結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦（再婚の場合を含む。）をいう。
- (2) 住居費 婚姻に伴い市内で新たに住宅を取得し、又は賃借するために支払った費用（住宅の賃借にあつては、2親等以内の親族が所有する住宅の賃借を除き、賃料（1か月分に限り、かつ、勤務先から住宅手当が支給されている場合は住宅手当分に相当する額を除く。）、敷金（保証金等これに類する費用を含む。）、礼金、共益費及び仲介手数料に限る。）をいう。
- (3) リフォーム費用 婚姻に伴い市内で居住するための住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用（倉庫、車庫、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用を除く。）をいう。
- (4) 引越費用 婚姻に伴い市内に引っ越しする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。

### (補助対象世帯)

第3条 補助金の交付の対象となる世帯は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 婚姻日（婚姻届を提出した日又は受理された日をいう。以下同じ。）における年齢が、夫婦ともに39歳以下であること。
- (2) 第5条の交付申請をした日（以下「申請日」という。）の属する年の前年（申請日が1月1日から5月31日までの間にあつては前々年とする。以下同じ。）

における夫婦の所得を合算した額（以下「世帯の所得額」という。）が、500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、前年の当該返済した額を世帯の所得額から控除する。

- (3) 申請日において夫婦ともに本市の住民基本台帳に記録され、かつ、申請日以後1年以上継続して本市に居住する意思を有すること。
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条の規定による住宅扶助その他公的  
制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 夫婦ともにこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。
- (6) 夫婦ともに本市の市税、住宅使用料等の滞納がないこと。
- (7) 夫婦ともに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律  
第77号）第2条第6号の暴力団員でないこと。
- (8) 本市又は内閣府による本事業の実施に係るアンケート等に協力すること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、住居費、リフォーム費用及び引越費用を合算した額とし、30万円を限度とする。ただし、新婚世帯の婚姻日における年齢が夫婦ともに29歳以下である場合は、60万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 夫婦双方の所得証明書
- (4) 貸与型奨学金を返済している場合は、前年の貸与型奨学金の返済額が分かる  
書類
- (5) 住宅を取得した場合は、住宅の売買契約書又は建築請負契約書の写し及び領  
収書等の写し
- (6) 住宅を賃借した場合は、住宅の賃貸借契約書の写し、領収書等の写し及び住

宅手当支給証明書（別記第2号様式）

(7) 住宅をリフォームした場合は、住宅のリフォームに係る工事請負契約書又は請書の写し及び領収書等の写し

(8) 引っ越した場合は、引越費用に係る領収書の写し

(9) 市税、住宅使用料等の滞納がないことを証する書類

(10) 鹿屋市結婚新生活支援事業補助金に関する誓約書（別記第3号様式）

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号、第3号及び第9号に掲げる書類で市の公簿により確認できるときは、申請者は個人情報確認同意書（別記第4号様式）を提出することで当該各号に掲げる書類の提出を省略することができる。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市結婚新生活支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知する。

（補助金の請求）

第7条 前条の通知を受けた者が補助金を請求しようとするときは、鹿屋市結婚新生活支援事業補助金請求書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。